

第52回社会保険労務士試験の実施について

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第10条第1項及び第10条の2第1項の規定に基づき、第52回社会保険労務士試験を次のように実施する。

令和2年4月10日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 1 試験地 北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、熊本県及び沖縄県
- 2 試験日 令和2年8月23日（日）
- 3 試験科目
 - 選択式試験 8問
 - 労働基準法及び労働安全衛生法 1問
 - 労働者災害補償保険法 1問
 - 雇用保険法 1問
 - 健康保険法 1問
 - 厚生年金保険法 1問
 - 国民年金法 1問
 - 労務管理その他の労働に関する一般常識 1問
 - 社会保険に関する一般常識 1問
 - 択一式試験 70問
 - 労働基準法及び労働安全衛生法 10問
 - 労働者災害補償保険法 7問
 - 雇用保険法 7問
 - 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 6問
 - 健康保険法 10問

厚生年金保険法 10問

国民年金法 10問

労務管理その他の労働及び社会保険に関する
一般常識 10問

4 法令等の適用日 解答に当たり適用すべき法令等は、令和2年4月10日（金）現在施行のものとする。

5 受験資格

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において学士の学位（同法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(2) 旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校高等科、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学予科又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業し、又は修了した者

(3) 司法試験予備試験又は高等試験予備試験に合格した者

(4) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び行政執行法人、特定地方独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して3年以上になる者

- (5) 行政書士となる資格を有する者
- (6) 社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士若しくは弁護士法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して3年以上になる者
- (7) 労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事した期間が通算して3年以上になる者又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含む。）（労働組合を除く。（8）において「法人等」という。）の役員として労務を担当した期間が通算して3年以上になる者
- (8) 労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する事務のうち、特別な判断を要しない単純な事務以外の事務に従事した期間が通算して3年以上になる者
- (9) 厚生労働大臣が前記（1）から（8）までに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 受験手続

- (1) 受験申込書、受験案内等（以下「受験申込書等」という。）の交付

ア 交付場所 全国社会保険労務士会連合会
試験センター（〒103-8347 東京都中央区
日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士
会館5階 電話03-6225-4880）（以下「試験センター」という。）及び各都道府県社会
保険労務士会

イ 交付期間及び交付時間 令和2年4月10

日（金）から5月29日（金）まで（試験センターにおいては、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時30分から午後5時30分まで。各都道府県社会保険労務士会においては、営業日・時間が各会ごとに異なるため、あらかじめ営業時間等を確認の上、来所すること。（全国社会保険労務士会連合会ホームページ <https://www.shakaihokenroumushi.jp/>）

ただし、郵便で受験申込書等を請求する場合は、試験センターに請求することとし、封筒の表面に「受験案内請求」と朱書の上、返信用封筒（角形2号）を同封して1人1部ずつ請求すること。

なお、返信用封筒には、郵便番号・住所・氏名を明記し、140円（速達の場合は430円）分の切手を貼ること。

(2) 受験申込み 受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、次に掲げる書類等を添えて、受験申込先に提出すること。

ア 受験資格を有することを明らかにすることができる書類

イ 写真

ウ 下記(3)の受験手数料の納付を証明する書類

なお、試験科目の一部について試験の免除を受けようとするときは、併せて社会保険労務士試験の試験科目の免除申請書に所要事項を記入し、提出すること。

また、この申請書には、社会保険労務士法別表第2の下欄に掲げる者に該当することを明らかにすることができる書面を添えなければならない（既に免除の決定を受けた試験科目のみの申請の場合を除く。）。

(3) 受験手数料 受験手数料は、試験センターが指定する方法により9,000円を払い込むことにより納付すること。

(4) 受験申込先 試験センター

(5) 申込受付期間 令和2年4月13日（月）から5月31日（日）まで簡易書留郵便により送付すること。この場合、令和2年5月31日（日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(6) 受験地変更の取扱い 受験申込書提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、令和2年6月26日（金）午後5時30分までに試験センターへ文書で申請すること。

7 受験票の送付 受験票は、受付期間経過後、試験センターから直接受験申込者に送付する。

8 合格者の発表 合格者の受験番号は、令和2年11月6日（金）の官報において公告するほか、合格者本人に合格証書を送付する。

9 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは試験センターに行うこと。

(2) 試験の詳細については、受験申込書と同時に交付する受験案内に記載する。